

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月中に郵送します。更新手続の必要はありません。新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、税務課窓口で手続きしてください。

2 令和6年度の保険料

(1) 令和6年度保険料について

均等割額 (被保険者全員が納める額) 46,800円	+	所得割額 (所得に応じて納める額) 基礎控除後の所得×9.90%(所得割率)※1	=	保険料額 (限度額80万円)※2
----------------------------------	---	--	---	---------------------

◎令和6年度の保険料は、税務課から7月中にお届けする保険料額決定通知書で御確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額
基礎控除後の所得が58万円以下の方は所得割率9.20%

※2 昭和24年3月31日以前に生まれた方、または障害認定により資格取得した方は73万円

(2) 令和6年度保険料の軽減措置について

- ◆所得が低い方の軽減
 - ・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和6年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円+（29.5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割
43万円+（54.5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割

※ 給与所得者等（給与所得を有する者または、公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用）

- ◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減
 - ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
 - ・世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。
 - ・所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合等

3 保険料の減免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、税務課窓口へお早めに御相談ください。

国民健康保険加入者のみなさんへ

人間ドック・脳ドックを受診しませんか

村では、病気の予防・健康の増進につなげるため、国民健康保険加入者の人間ドック・脳ドック受診費用の一部を助成します。受診費用の自己負担額で受診することができます。

- 対象者
30歳以上の国民健康保険加入者（ただし、2年連続の受診は対象外です。）

■受診費用等

種 類	総 額	自己負担額	指定医療機関
人間ドック (胃カメラ選択の場合)	36,340円	10,900円	東通村診療所
人間ドック (胃エックス線選択の場合)	34,110円	10,200円	東通村診療所
脳ドック	33,000円	8,200円	ふじた脳神経クリニック（むつ市）

■申込方法

国民健康保険証を持参のうえ、村税務課国民健康保険の窓口で申請の手続きを行い、受診日の予約をしていただきます。（希望日に受診できない場合もあります）

<お申し込み・お問い合わせ先>
税務課 国民健康保険グループ
☎0175-33-2134（直通）